住宅総合支援事業 (新築住宅工事) よくある質問

	質問	回答
ŀ	住宅の延床面積の算定方法を教えてください。	住宅の用途に供する部分の各階の床面積の合計です。物置(別棟の場合
_		 は除く) も住宅の用途に供する部分に含まれますが、インナーガレージ
1		 等、住宅と自動車車庫が一体となっている場合、自動車車庫の部分の床
		面積は除外されます。
	他の支援制度との併用はできますか。	防火・準防火地域割増を受けようとして申請する場合は、国の支援制度
		との併用ができませんが、割増(20万円)を受けずに申請することは同
2		能です。また、本補助金の申請後に国の補助金を受けようとする場合も
		併用はできません。
		対象外です。申請する年度の4月1日以降に基礎の掘削工事を行うものか
3	か。	対象となります。
-+	"。 酒田市外で事業をしている親戚に工事を依頼するので	申請者と施工者(代表者に限る)が四親等以内の親戚関係にある場合
_	すが、申請できますか。	は、補助金の利用ができます。申請時に親戚関係を示す書類(戸籍謄本
٦	が、 中間 ここようが。	等)の提出が必要です。
	全国にあるハウスメーカーに工事を依頼するのです	・
	主国にめるハリスターカーに工事を依頼するのです が、申請できますか。	版上有は <u>山形宗内</u> に本店があり、 <u>周田中内</u> に事業所・呂柔所がある法 人、または、個人事業者であることが条件です。国で行っている支援制
J	ル、中間 (さみ y ル。	
-	抽選となった場合、抽選会には出席しなければなりま	度をご検討ください。 抽選は基本、建築課の職員が行いますので出席しなくとも構いません。
	抽選となった場合、抽選会には田席しなけれはなりませんか。	抽選会場での見学やご自身で抽選をすることもできます。また、急にデ
O	せんか。	
_	뉴ᇜ됐ᄹᄜᇩᄣᆍᆚᄔᄯᆚᇈᇬᆍᆍᄝᆃᄹᄱᆈᅷᇬᄁ	られなくなった場合も、職員が代わりに抽選を行います。
	中間報告時に断面寸法がわかる工事写真を提出する必要がある。	酒田産木材使用量が多い部位で代表的なものを3箇所以上を選んで撮影
	要があるようですが、撮影の方法を教えてください。。	してください。例えば柱の場合、下図のAとBの両方の寸法がわかるよに撮影してください。 A
7		
	補助金の申請後に住宅の計画を変更したのですが、手	申請の内容に変更が生じた場合は、変更承認申請をして、承認を受ける
	続きは必要ですか。	必要があります。ただし、次の場合は軽微な変更として、申請の必要に
		ありませんが、②~④の場合は <u>変更に関わる部分の図面を提出してく</u> が
		<u>さい</u> 。
		①酒田産木材使用量の変更(延床面積が増加しないものに限る)
		②間取りの変更(延床面積が増加しないものに限る)
8		③配置の変更
		④仕上げ、開口部の位置・大きさの変更
		⑤工事期間の変更
		【変更承認申請に必要な書類】
		・補助事業等変更申請書(様式第4号)
		・変更に係る部分の図面
	工事が完了しましたが、引っ越し前に実績報告をして	申請時と住所が変わる場合、新しい住宅に転居し、住民異動の手続き後
9	もいいですか。	に実績報告をしてください。また、提出書類である実績報告書及び市記
		求書には転居後の住所を記載し、住民票の写しを提出してください。
	実績報告が期限までに間に合わなかった場合はどうな	補助金の交付が取消しとなります。